

令和 6 年 6 月 17 日現在

機関番号：27101

研究種目：若手研究

研究期間：2018～2023

課題番号：18K12724

研究課題名（和文）「保護する責任」規範の実施を規定する要因の解明 事例間相互作用に着目して

研究課題名（英文）Implementing the Responsibility to Protect: Norm Implementation and Case Interaction

研究代表者

政所 大輔（Madokoro, Daisuke）

北九州市立大学・外国語学部・准教授

研究者番号：30734264

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,000,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、深刻な人道危機から人々を保護することを国家と国際社会に求める「保護する責任」規範の実施が何によって規定されるのかを明らかにすることを目的とした。既存研究は単一の事例研究を通じて保護する責任がどのように実施されるかを検討してきたが、本研究は複数の事例をそれぞれの相互作用に着目しながら分析し、規範の実施を規定する要因を特定しようと試みた。成果として、多国間の意思決定に特定の規範がいかに作用し、実際の行動につながるのかを説明する枠組みを構築した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

規範の実施に関する既存研究は、単一の事例研究をベースにしたものが多く、また現地のオペレーションへの規範の反映や各国内への規範の受容に主眼があった。これに対して本研究は、複数の事例を比較検討したことに加えて、多国間の意思決定に特定の規範がいかに作用するのかを明らかにしたことに学術的意義がある。また、諸国家が意思決定を行う際にパワー関係や利害といった物質的要素だけでなく、規範という非物質的かつ社会的な要素も考慮する場合があることを示した点には社会的意義がある。

研究成果の概要（英文）：The objective of this research project was to ascertain the factors that influence the implementation of the "responsibility to protect" norm, which requires states and the international community to protect people from serious humanitarian crises. While existing studies have examined the implementation of the responsibility to protect through single case studies, this project sought to identify the factors that govern the implementation of the norm by analysing multiple case studies, focusing on their interactions. As a result, a framework was developed to elucidate how specific norms influence multilateral decision-making and result in actual behaviour.

研究分野：国際関係論

キーワード：保護する責任 コンストラクティビズム 規範の実施 国際連合安全保障理事会 リビア危機 シリア危機 ロシアによるウクライナ侵攻

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

## 1. 研究開始当初の背景

国家と国際社会が深刻な人道危機に瀕した市民を保護することを定めた「保護する責任」は、国際連合（国連）総会における決議の採択や加盟国間の協議、安全保障理事会（安保理）における個別事例への適用などを通じて、国際社会で規範として認識されるようになってきた。保護する責任をめぐるこうした国際政治は当初、主に規範の形成と伝播の観点から分析が行われてきた。2011年頃から国連において保護する責任が実施されるようになると、特定の事例を分析して、保護する責任の影響を解明する研究がみられるようになった。これら諸研究は、単一の事例において保護する責任がどのように実施されたか、あるいは実施されなかったかを明らかにするものの、他の事例との相互作用には関心を払っておらず、したがって、単一の事例研究から得られた結論を過度に一般化してしまっているという問題を抱えていた。国連安保理では常に様々な議題が同時並行的に審議されていること、また規範として認知され始めた段階にある保護する責任の実施は選択的かつ限定的にならざるをえないことを考慮すれば、単一の事例における規範の適用を分析するだけで一般的な結論を導くことは適切ではない。むしろ、複数の事例における規範の適用の成功や失敗、どのように適用されたのかといったバリエーションも含めて包括的に分析することで、保護する責任の実施に諸国がどの範囲までコミットしているのかをより客観的に判断することが可能となる。

## 2. 研究の目的

本研究は、同じ時期に国連安保理が保護する責任を実施するよう求められたにもかかわらず、結果として異なる対応がなされた事例—たとえば、リビア危機（強制措置あり）、シリア危機（強制措置なし）、南スーダン（国際支援あり）—を対象として分析し、保護する責任の規範の実施を規定する要因を体系的に明らかにすることを目的とした。具体的には、以下に示すとおり、①意思決定過程、②関与アクターの役割、③実施の手段の三つを分析することを目指した。

①保護する責任が国連安保理の意思決定に与える影響：安保理における意思決定には通常、各国の地政学的な利益やパワー関係、前例、法規則といった様々な要因が複雑に影響している。本研究は、これらの要因にかかわらず、保護する責任が各国の意思決定にどのような影響を及ぼしているのかを明らかにしようとした。

②保護する責任を根拠に安保理の行動を促すアクターの戦略・論理：安保理において実際に決定を行うのは理事国であるが、現実には理事国以外の国や国連事務局、非政府組織（NGO）なども安保理の意思決定過程にかかわることがある。本研究は、これらアクターが保護する責任に依拠する理由や意図、用いられる戦略について分析しようとした。

③実施の手段（強制措置、国際支援）を決定する要因：リビアと南スーダンでは保護する責任が実施されたが、それぞれ強制措置と国際支援という異なる手段が用いられた。このように、保護する責任が安保理の意思決定に実際に影響したとしても、用いられる措置が必ずしも同じであるとは限らない。本研究は、保護する責任を実施する際の具体的な手段がどのように決まるのかを明らかにしようとした。

## 3. 研究の方法

本研究は、規範の実施過程における事例間の相互作用を解明するために、実施の意思決定に参加したアクターの言説を丁寧に分析する必要があった。言説レベルで他の事例を参照していることが確認できれば、事例間の相互作用を特定することができたと考えた。また、単に他の事例を参照しているかだけでなく、どのような文脈で参照しているかを明らかにすることで、どのような相互作用がみられるか、その具体的な内容を明らかにすることができるとも考えた。同時期に審議された複数の事例を分析することにより、それぞれの意思決定において決定を導いたアクターの戦略や、実際に用いられた実施措置などが相互に参照されていた実態が明らかになると想定していた。

このように、本研究はアクターの言説を詳細に分析することから、①各事例において、保護する責任の実施に関する一次・二次資料の収集を進めると同時に、②公開された一次資料には限りがあるので、安保理の意思決定に実際にかかわった当事者への広範なインタビュー調査を行う予定であった。インタビュー対象者としては、リビア危機については、安保理決議案の作成を主導した英国、フランス、米国、および決議案に棄権票を投じたロシアや中国などの国連代表部関係者である。シリア危機については、決議案の作成を主導したフランスや英国、決議案に反対票を投じたロシアと中国、および当初は決議案に棄権したがその後賛成票を投じるようになったインドや南アフリカなどの国連代表部関係者である。南スーダンに関しては、決議案の作成を主導した米国の国連代表部関係者が挙げられる。また、国連事務局やNGOの関係者にも調査を行うことを考えていた。

しかし、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行に伴い、2020年2月に米国ニューヨークで調査して以降、海外でのインタビュー・資料調査はすべて中止せざるを得なくなった。本研究期間を数度延長し現地調査の機会を待ったが実現せず、オンラインでのインタビュー調査も含

めた国内での調査に切り替えた。この間、外務省に対して情報公開請求を行い、国連における交渉や意思決定に関する資料を収集した。

#### 4. 研究成果

##### (1) 研究の主な成果

本研究で得られた主な成果は、①国連安保理の意思決定における保護する責任の影響の確認、②複合規範の多様な実施プロセスの解明、③新たな伝播メカニズムの特定の三つである。以下、それぞれについて概要を紹介する。

##### ①国連安保理の意思決定における保護する責任の影響

保護する責任は2011年以降、国連安保理の意思決定に影響するようになり、幅広い決議において言及されてきた（図1参照）。安保理理事国が特定のテーマや事態を議論する際の発言や、採択された決議の文言、実際に決定された措置を包括的に分析すると、安保理が用いる市民保護の枠組みの一つとして保護する責任が共有されてきたことがわかった。2010年代後半以降は保護する責任への言及が減少傾向にあるが、南スーダンや中央アフリカ共和国、コンゴ民主共和国などに関する決議では引き続き言及がみられる。一方、ミャンマーやイエメン、ブルンジといった、2010年代に生じた人道危機が安保理では十分に取り上げられることはなく、保護する責任が実施される事例には偏りがある。

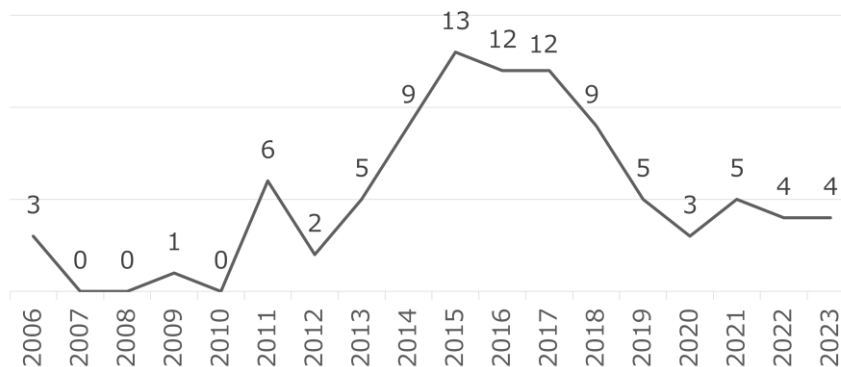


図1. 保護する責任に言及した安保理決議数の推移

（出典：Global Centre for the Responsibility to Protect, “UN Security Council Resolutions and Presidential Statements Referencing R2P,” <https://www.globalr2p.org/resources/un-security-council-resolutions-and-presidential-statements-referencing-r2p/>をもとに筆者作成）

他方で、国際社会による保護する責任の実施は安保理を通じてなされることが国連の加盟国間で確認されているが、安保理の外でもその実施が議論になる場合がある。2022年2月に始まったロシアによるウクライナ全面侵攻では、さまざまな立場から保護する責任が取り上げられた。この点を検討した論文を国際安全保障学会の2022年度研究大会で報告し、2024年3月に公開された同学会の査読誌『国際安全保障』で発表した。

##### ②複合規範の多様な実施プロセス

保護する責任は、深刻な人道危機からの人々の保護を国家と国際社会に求める規範である。保護する責任を実施するアクターは、国家と国際社会の二つが想定されている。国際社会は、国連憲章第6、7、8章に基づいて、人々の保護に関与することが期待されている。すなわち、国際社会は、人道危機の展開に応じて、特使の派遣や軍事的・経済的支援の提供、平和維持活動（PKO）の展開といった、当事国の同意を前提とする国際協力的手段から、当事国が属する国際機関の資格停止や国際刑事裁判所（ICC）への付託、経済制裁、軍事的強制力の発動といった強制的な手段までを講じることができる。このように、保護する責任は規範を実施するアクターが複数存在するのみならず、実際に用いられる手段も幅広い複合規範（complex norm）である。そのため、対地雷の禁止や戦争犯罪者の処罰のようにとりうる手段が限定的な規範とは異なり、保護する責任は事態の展開や段階に応じて適当な手段がとられることになる。このことは、保護する責任はそもそも実施されていないという批判に反論する根拠を提供しうる。たとえば、2011年初頭のリビア危機では、保護する責任に基づく軍事的強制力の使用が国連安保理で最終的に認められた。これに対して、同時期に発生し今日まで続くシリア危機では、同様の軍事介入はなされない一方で、シリア当局の保護する責任が確認され、国際的な人道支援が行われてきた。

このように、保護する責任のような複合規範を分析することで、以下の示唆を得ることができた。第一に、規範の実施は単一の事例のみではなく、複数の事例を総合的に検討することによって評価しなければならない。単一の事例研究では、それが全体を代表するような典型例や逸脱事例でない限り、ゆがんだ結論につながる可能性がある。第二に、規範の伝播が規範の実施を後押しするだけでなく、反対に規範の実施が規範の伝播に影響するフィードバック効果をもたらす場合もある。後者については、以下の研究成果につながった。

### ③新たな伝播メカニズム

保護する責任は、上述のような複数の手続き的な要素から成る複合規範であるだけではない。内政不干渉や武力不行使の原則を含む国家主権規範と、人権や人道を重視する規範とを統合的な原理のもとに架橋することを目指して提唱された、調整規範 (reconciled norm) でもある。本研究は、保護する責任がどのようなプロセスを経て調整規範として構築されたのかを、コンストラクティビズムの枠組みを用いて明らかにし、Daisuke Madokoro, 2019, “International commissions as norm entrepreneurs: Creating the normative idea of the responsibility to protect,” *Review of International Studies*, 45(1): 100-119 として発表した。また、調整規範は、保護する責任だけでなく、人間の安全保障や持続可能な開発目標 (SDGs)、ビジネスと人権のように、現代の国際社会で広く観察されるようになっている。本研究はこのうち、調整規範として形成された人間の安全保障が、調整規範であるがゆえの特徴的なプロセスを経て伝播してきたことを示し、International Studies Association や日本国際政治学会の年次大会で報告し、まとめた論文を国際査読誌に投稿した。現時点で査読中ではあるが、早期に掲載されることが期待される。

#### (2) 得られた成果の国内外における位置づけとインパクト

以上の成果については、まず、政所大輔『保護する責任—変容する主権と人道の国際規範』(勁草書房、2020年)として発表し、複数の書評で取り上げられてきた(たとえば、大庭弘継『社会と倫理』第35号(2020年)、265頁;中村長史『国際安全保障』第48巻第3号(2020年)、137-141頁;小田桐確『戦略研究』第29号(2021年)、142-147頁;清水奈名子『国連研究』第23号(2022年)、207-212頁)。同書は、社会倫理や安全保障、国際機構論、国際関係論の分野において、国内の議論を喚起してきたといえる。また、前述のとおり、2022年2月のロシアによるウクライナ侵攻を保護する責任の観点から分析した研究を国際安全保障学会2022年度研究大会で報告し、2024年3月に公開された同学会誌『国際安全保障』で発表した。同論文は、保護する責任が依然として現実の国際社会で意味を失っておらず、研究の対象としても残り続けていることを示している。

国外に関しては、まず、上記の *Review of International Studies* に掲載された論文は2024年6月時点で、同雑誌を発行する Cambridge University Press によると1100回以上閲覧され、Google Scholar によると18回引用されている。閲覧件数は現在も伸び続けており、世界中で広く参照されていることがわかる。また、国連安保理の意思決定を通じた規範の実施メカニズムを明らかにした英語論文を執筆し、国際査読誌への投稿を進めている。さらに、調整規範として形成された人間の安全保障を事例に、新たな伝播メカニズムを特定した英語論文を国際査読誌に投稿し、査読結果を待っているところである。これらの英語論文が公開されれば、海外の学会においてもインパクトを与えることになると考えられる。

#### (3) 今後の展望

今後の展望としては、第一に、本研究の最終成果の国際査読誌への投稿を早期に進め、掲載までこぎつけることが挙げられる。前述のとおり、本研究を通して得られた規範の実施に関する成果は、関連する既存研究が見落としてきた側面を含んでいる。また、新たな伝播メカニズムに関する研究成果は現在、国際査読誌で査読中である。これらの成果が国際査読誌を通じて広く世界に公開されることで、コンストラクティビズムをはじめとする国際関係論の理論的な発展が促されるだろう。

第二に、本研究の次のステップとして、国家が軍事介入を正当化する際にどのような論理を用いるのかを体系的に明らかにする。この研究はすでに、2024年度から開始している「軍事介入の正当化に関する全体像の解明」(科研費基盤C:24K04738)で進めている。これまでは、保護する責任という法としては確立していない社会規範が、国連安保理の意思決定に作用するメカニズムとプロセスを明らかにしてきた。一方、現実の国際社会では、国連憲章第7章の強制措置や自衛権といった法的な根拠を用いて、軍事介入が正当化される場合が多い。今後は、国家がどのような場合にどのような論理や根拠を用いて軍事介入を正当化するのかを、体系的に明らかにする予定である。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 2件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 政所大輔	4. 巻 -
2. 論文標題 「保護する責任（R2P）」とは何か？国家主権を問いなおす新たな国際規範	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 SYNODOS	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 湯浅拓也、大山貴稔、政所大輔、渡邊康宏、伊藤丈人、齋川貴嗣	4. 巻 20
2. 論文標題 社会的分断の時代における「政治コミュニケーション」 国際協力活動に焦点を当てて	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 インターカルチュラル	6. 最初と最後の頁 149-159
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 Daisuke Madokoro	4. 巻 45
2. 論文標題 International commissions as norm entrepreneurs: Creating the normative idea of the responsibility to protect	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Review of International Studies	6. 最初と最後の頁 100～119
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.1017/S0260210518000219	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 政所大輔	4. 巻 51
2. 論文標題 ロシアによるウクライナ侵攻と「保護する責任」 国際規範の視点から	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 国際安全保障	6. 最初と最後の頁 91-109
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計15件（うち招待講演 4件 / うち国際学会 7件）

1. 発表者名 政所大輔
2. 発表標題 ロシアによるウクライナ侵攻と「保護する責任」
3. 学会等名 国際安全保障学会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Daisuke Madokoro
2. 発表標題 Norm Implementation and Case Interaction: How the R2P Norm is Implemented
3. 学会等名 International Studies Association (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 政所大輔
2. 発表標題 国連外交を通じた日本の政策的立場の変化 保護する責任を事例に
3. 学会等名 日本国際文化学会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 政所大輔
2. 発表標題 Reconciliation as a Mechanism of Norm Diffusion: Japan and Human Security
3. 学会等名 日本国際政治学会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 政所大輔
2. 発表標題 保護する責任 変容する主権と人道の国際規範
3. 学会等名 日本平和学会（招待講演）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Daisuke Madokoro
2. 発表標題 Bringing Human Security Back into the Responsibility to Protect: Japan's Possible Contributions to Atrocity Prevention
3. 学会等名 Japan National Dialogue on the Responsibility to Protect and Atrocities Prevention（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Daisuke Madokoro
2. 発表標題 Norm Implementation through Decision-Making: How the United Nations Security Council Implemented the R2P in Libya
3. 学会等名 International Studies Association（国際学会）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Daisuke Madokoro, Sho Akahoshi
2. 発表標題 Reconciliation as a Mechanism of Norm Diffusion: Japan and Human Security
3. 学会等名 International Studies Association（国際学会）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 政所大輔
2. 発表標題 『保護する責任 変容する主権と人道の国際規範』の行く末
3. 学会等名 国連史コロキアム(招待講演)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 Daisuke Madokoro
2. 発表標題 Norm Implementation through Decision-Making: The United Nations Security Council Implemented the R2P in Libya
3. 学会等名 International Studies Association(国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 政所大輔
2. 発表標題 国連外交を通じた日本の政策的立場の変化 保護する責任を事例に
3. 学会等名 日本国際文化学会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 政所大輔
2. 発表標題 マルチラテラリズムは今もなお重要か コンストラクティビズムの視点から
3. 学会等名 日本国際政治学会
4. 発表年 2019年



1. 発表者名 Daisuke Madokoro
2. 発表標題 Norm Implementation and Case Interaction: How the R2P Norm is Implemented
3. 学会等名 International Studies Association (国際学会)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 Daisuke Madokoro
2. 発表標題 Multilateral Agreements and Norm Diffusion: A Case Study of the Responsibility to Protect
3. 学会等名 2019 Kobe-CityU Joint Research Workshop (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 政所大輔
2. 発表標題 Justifying Intervention: Russian Invasion of Ukraine and Legitimacy Claims
3. 学会等名 日本国際政治学会 (招待講演)
4. 発表年 2023年

〔図書〕 計4件

1. 著者名 政所大輔	4. 発行年 2020年
2. 出版社 勁草書房	5. 総ページ数 264
3. 書名 保護する責任 変容する主権と人道の国際規範	

1. 著者名 Han Dorussen, Daisuke Madokoro and Atsushi Tago	4. 発行年 2018年
2. 出版社 Routledge	5. 総ページ数 246
3. 書名 EU-Japan Security Cooperation: Trends and Prospects	

1. 著者名 草野大希・小川裕子・藤田泰昌（分担執筆：政所大輔）	4. 発行年 2023年
2. 出版社 ミネルヴァ書房	5. 総ページ数 350
3. 書名 国際関係論入門	

1. 著者名 片山慶隆・山口航（分担執筆：政所大輔）	4. 発行年 2024年
2. 出版社 吉川弘文館	5. 総ページ数 231
3. 書名 Q&Aで読む日本外交入門	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------